

☆平成28年度臨時福祉給付金☆
☆障害・遺族年金受給者向け給付金☆

◎平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者・・・平成28年度分の住民税が非課税の方
 (課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

◎障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象者・・・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方(高齢者向け給付金の受給者を除く)
 ※平成28年1月1日時点で住民票が東通村にある方です

◇ **受付期間・時間・場所** ※対象者には申請書類を9月下旬に郵送しています

受付期間	受付時間	受付場所
10月3日～10月31日	8時30分～20時 (ただし、月曜日は17時まで)	いきいき健康推進課 (保健福祉センター内)
11月1日～平成29年1月31日	8時30分～17時	※土、日、祝日、年末年始は 受付できません。

◇ **提出書類**

- ・ 郵送された申請書(印鑑も忘れずにお願いします)
- ・ 振込先銀行等の通帳の写し
- ・ 申請者の本人確認できるもの(保険証等)

◇ **給付額**(支給は1回です)

- ・ 臨時福祉給付金
1人につき3千円
- ・ 障害・遺族年金受給者向け給付金
1人につき3万円

<問合せ先>いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ ☎28-5800

国民年金からのお知らせ

納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、*納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・ 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・ 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

<問合せ先> むつ年金事務所 ☎22-2278
 東通村税務住民課住民G ☎27-2111